

別記様式第23号

自動車運転代行業行政処分票

被	認 定 証 番 号	公安委員会 第 225 号
処	自動車運転代行業者	NEOひかり運転代行
分	の 名 称 又 は 記 号	
者	主たる営業所が所在する 市 町	金沢市
処	分 年 月 日	平成31年 1月 29日
処	分 内 容	指示処分
処	分 理 由	立入検査を行ったところ、書類備付け義務違反が 判明したもの
根	拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第20条第1項、第22条第1項
処	分を行った公安委員会	石川県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、
営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施した
ところ、△△違反が判明したもの」等）。